○防衛省告示第八十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和七年四月二十一日から施行する。

令和七年四月十一日

防衛大臣　中谷　元

一　陸上自衛隊北海道大演習場有明地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市清田区	有明	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市南区	滝野（次の図面に示す部分に限る。）	滝野（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市南区	滝野（次の図面に示す部分に限る。）	滝野（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道北広島市	仁別（次の図面に示す部分に限る。）	仁別（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　陸上自衛隊北海道大演習場西岡地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市豊平区	西岡	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市豊平区	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市豊平区	西岡（次の図面に示す部分に限る。）	西岡（次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市南区	滝野及び真駒内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	滝野及び真駒内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道札幌市清田区	有明（次の図面に示す部分に限る。）	有明（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　陸上自衛隊北海道大演習場千歳地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道千歳市	北海道千歳市	上長都
	北海道恵庭市	恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道千歳市	上長都、北信濃、紋別及び蘭越（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道恵庭市	恵南及び盤尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	北海道千歳市	泉沢（次の図面に示す部分に限る。）、桂木一丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、上長都（次の図面に示す部分に限る。）、北信濃（次の図面に示す部分に限る。）、桜木二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、自由ケ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目、六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目、新星一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北斗三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、大和三丁目及び紋別四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに蘭越（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。